

イギリスにおける貧困問題の動向 —「貧困概念の拡大」と貧困の「基準」をめぐって—

柴 田 謙 治

はじめに

イギリスにおける貧困調査の発展は、イギリスを福祉国家へと向かわせただけでなく、日本を始めとする各国の貧困研究に影響を与えてきた。特に低成長以降の福祉国家の再編という潮流の中で、イギリスにおける貧困の実態と研究から学ぶことは少なくないであろう。本稿では、第一に「I 所得水準からみた貧困層の『量』と動向」を、キャリー・オッペンハイムとリサ・ハーカーがイギリスにおける貧困統計と貧困研究の成果を定期的に集約した「貧困—統計からみた実態」(Carey Oppenheim & Lisa Harker, *Poverty : The Facts*, 3rd edition, CPAG Ltd., 1996) の最新版を用いて示したい。

またイギリスの貧困論の大きな特徴は、ピーター・タウンゼント (Peter Townsend) による「相対的デプリベーション」(relative deprivation) 論の提起以降の、「貧困概念の拡大」である¹⁾。ポール・スピッカー (Paul Spicker) は貧困の定義を、①チャールズ・ブース (Charles Booth) による貧困の質的な記述、②シーボーム・ラウントリー (Seebohm B. Rowntree) による「生理学的アプローチ」、③エイベルースミス (Brian Abel-Smith) とタウンゼントによる公的扶助基準の活用、④タウンゼントによる「相

対的デプリベーション」、⑤ジョナサン・ブラッドショウ (Jonathan Bradshaw) による基準生活費、⑥マックとランズレイ (Mack & Lansley) による「合意基準」(consensual standards) に整理している。このような整理は、ピート・アルコック (Pete Alcock) やジョン・スコット (John Scott), キャロル・ウォーカー (Carol Walker) とアラン・ウォーカー (Alan Walker) の著作でもある程度共通していることから、「II 1980年代以降の貧困概念の拡大と貧困の測定」として、タウンゼント等によるデプリベーション指標の改善の試みとマックとランズレイの合意基準による貧困線の設定、ブラッドショウによる基準生活費の設定を紹介し、「III イギリスにおける貧困研究の課題」では、今日のイギリスにおける貧困研究の論点とそれを深めるための研究の方向を示したい²⁾。

I 所得水準からみた貧困層の「量」と動向

1. 政府統計による貧困層の「量」の把握

オッペンハイムとハーカーは貧困層の分布と動向を、①1972年から85年まで社会保障省によって集計され、現在では英国下院社会保障委員会によって刊行されている「低所得世帯調査」(Low Income Families) で示されている、補

イギリスにおける貧困問題の動向

足給付 (Supplementary Benefit) 「所得補助 (income support, 1988年に制度が変更された) という公的扶助基準と、②「平均所得未満世帯調査」(Households below Average Income) で示されている、平均所得 (住宅費支払い後、世帯規模による調整が行われている) の50%未満という2つの基準を「貧困線」として用いて、貧困の量的な把握を試みている。それぞれの「貧困線」の金額は、表1のとおりである。ただしこれらの統計には、施設生活者とホームレスは含まれていない。

まず①の「低所得世帯調査」によると、図1のように、1992年で公的扶助基準未満の人口は474万人 (全人口の8%)、公的扶助基準と同水準ならびに基準未満の人口は1,368万人 (24%) であり、ある程度長期的なゆとりのある生活に必要な水準といわれる公的扶助基準の1.4倍未

満の人口は1,854万人 (33%) にのぼる。1979年時点と比べて、公的扶助基準と同水準ならびに公的扶助基準未満の層の増加がみられる。しかし公的扶助制度による公的扶助基準未満人口の補足率 (take-up rate) も、受給者のケース数に基づいた推計で79~88%と高水準にあることも、特徴的である³⁾。

一方②の「平均所得未満世帯調査」では、1979年には500万人 (9%) に過ぎなかった平均所得の50%以下の層は1,410万人 (25%) と、3倍近くになっている。特に図2のように、世帯類型では「子どものいる夫婦世帯」(37%)、「ひとり親世帯」(17%) のような子どもがいる世帯が、経済的地位では「世帯主ないしは配偶者が失業中」(22%) の世帯が注目される。

表1 イギリスにおける「所得補助」と「平均所得（住宅費支払い後）の50%未満」の所得水準

基準	世帯類型	年齢、世帯構成	所得水準
「所得補助」	単身者	18~24歳 25歳以上、年金生活者を除く	36.80 (6,918円) 46.50 (8,742円)
	ひとり親世帯	11歳以下の児童1人を含む	77.90 (14,645円)
	夫婦世帯	夫婦のみ 11歳以下の児童2人を含む	73.00 (13,724円) 115.15 (21,648円)
	年金生活者	単身 夫婦世帯	65.10 (12,239円) 101.05 (18,997円)
「平均所得の50%未満」	単身者		61.00 (11,468円)
	夫婦世帯	夫婦のみ 3歳、8歳、11歳の3人の子どもを含む	110.00 (20,680円) 183.00 (34,404円)
	その他	その他のすべての世帯	110.00 (20,680円)

単位：£(カッコ内は日本円)

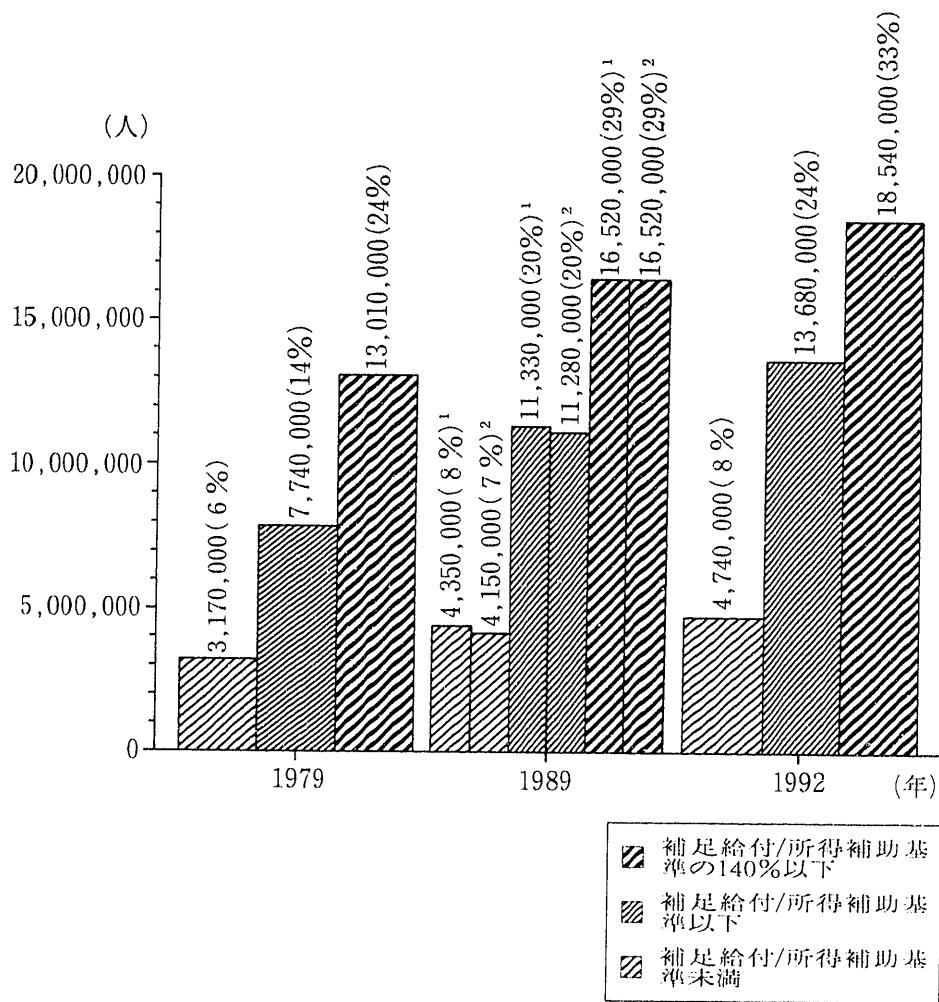
注1. いずれも1ポンド=188円（原稿執筆時である1996年11月現在）として換算している。

2. いずれも週あたりの金額である。

3. 「所得補助」の基準は、1995年4月から1996年3月までのものである。

4. 「平均所得（住宅費支払い後）の50%未満」の所得水準は、1992年～1993年期のものである。

Carey Oppenheim & Lisa Harker, *Poverty : The Facts*, 3rd edition CPAG Ltd., 1996, p. 27, 33より作成



源資料：DSS, *Households below Average Income, a statistical analysis, 1979-1992/93, and revised edition*, HMSO, 1995.

注：最近の集計方法の変更により、1989年分については2種類の数値を示した。（1は旧式の、2は新式の集計方法による）

Carey Oppenheim & Lisa Harker, *Poverty : The Facts*, 3rd edition CPAG Ltd., 1996, p. 28 より作成

図1 1979年, 1989年, 1992年における貧困か貧困に近い人口の推移

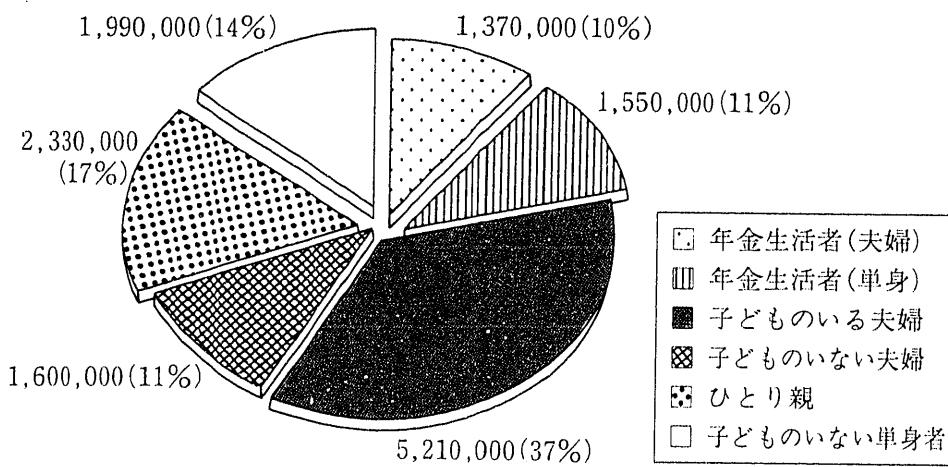
2. 所得10分位と5分位による貧困層の動向の把握

上述のような公的な「貧困線」による把握以外に、所得10分位や5分位を用いた貧困層の動向の把握も行われている。オッペンハイムとハーカーは、1979年から1992/93年期にかけて国内で最も貧困な10%の人口で最も大きな比重を占める層が、1979年の「世帯主ないしは配偶者が60歳以上」(33%)から1992/93年期の「世帯主

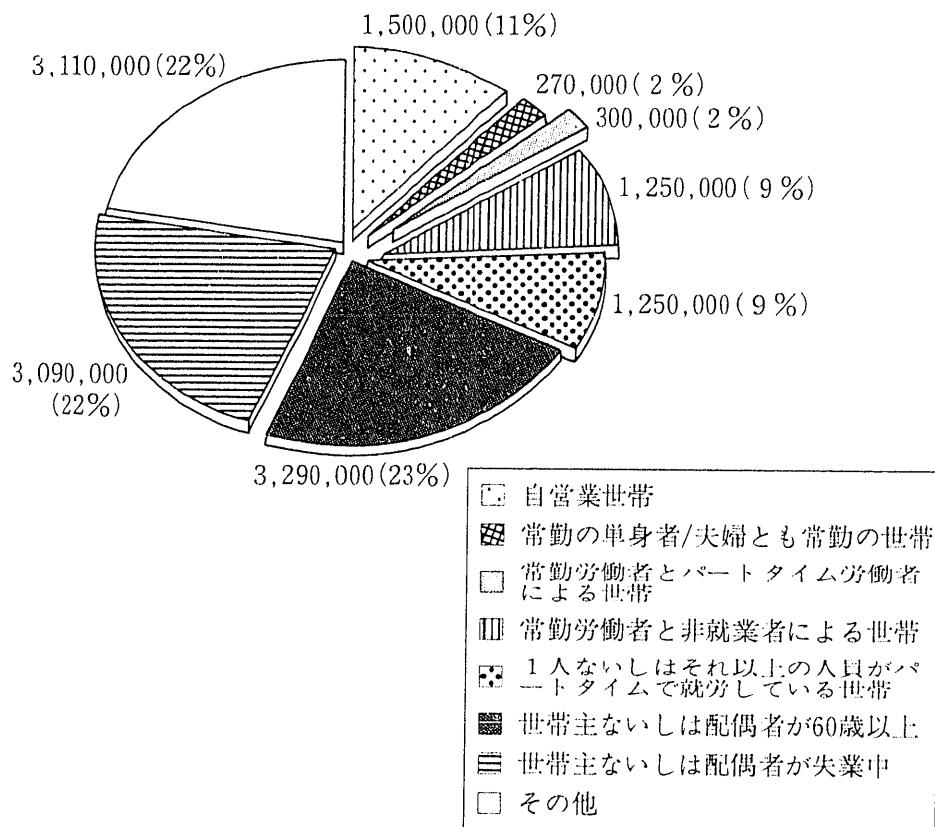
ないしは配偶者が失業中」(33%)に変化したことを探しているし、タウンゼントも、1979年から1989年にかけて可処分所得の平均（年額）をみると、国内で最も豊かな20%が40.3%増加したのに対して、最も貧困な20%は変わらず、最も貧困な10%は5.7%減少しているというデータを示している⁴⁾。

以上の結果から1980年代以降、①失業の増加、②産業構造の変化と労働市場の再編による、貧

家族構成



経済上の地位



源資料：DSS, *Households below Average Income, a statistical analysis, 1979-1992/93*, and revised edition, HMSO, 1995.

Carey Oppenheim & Lisa Harker, *Poverty : The Facts*, 3rd edition CPAG Ltd., 1996, p. 35 より作成

図2 1992/93年期における貧困層の構成（平均所得の50%未満。住居費支払い後による）

困の性質の根本的な変化と、勤労していく豊かな層 (work rich) と勤労しても貧困な層 (work poor) への分裂、③ひとり親世帯の貧困にみられるような、経済的変動と連動した家族形態の変化、④税と社会保障への見方の、「社会的統一性と公的な目標」から「競争における重荷」への転換、という背景のもとで貧困と不平等が拡大し、今日では社会の1/4近くが「貧困」であることが読みとれる⁵⁾。しかしこの「貧困の拡大」論の妥当性は、公的扶助基準や平均所得の50%，最も貧困な10%ないしは20%という「貧困線」の科学性を前提としたものであり、次章では「貧困」のより科学的な定義とそれに基づいた測定を紹介したい。

II 1980年代以降の貧困概念の拡大と貧困の測定

1. タウンゼントによる「デプリベーション指標」の改良と「貧困線」の設定の試み

タウンゼントが『連合王国における貧困』(Poverty in the United Kingdom) で「個人、家族、諸集団は、その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件やアメニティをもったりするために必要な生活資源を欠いている時、全人口のうちでは貧困の状態とされる」という相対的デプリベーションの概念を、休日の過ごし方や外出、家の友人の招待、食生活、住宅設備、耐久消費財の保有等の12種類の「デプリベーション指標」を用いて検証し、所得が一定水準を下回ると「デプリベーション指標」の数値が急増する (deprivedな状態になる) 「閾」(threshold)に基づいて、

イギリス全体でその所得水準以下の人口を12万4,600人 (22.9%) と推計したのは、1979年のことであった⁶⁾。

その後もタウンゼントは多数の調査研究を行っているが、1993年に出版された『貧困の国際的分析』(The International Analysis of Poverty) では、1985年から86年にかけて実施された旧大ロンドン市 (Greater London) 調査で用いられた77の指標から「デプリベーション指標」を以下のように整理し、デプリベーションの概念についても「人々が社会で通常手に入れることのできる栄養、衣服、住宅、居住設備、就労、環境面や地理的な条件についての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」状態と再定義して、「人々がこのような生活状態を得るために資源を欠いているか、資源の獲得を認められず、そのために社会の成員としての要件を満たせない」場合である「貧困」との区別を試みている⁷⁾。

- ・物的デプリベーション (material deprivation)
 - ①栄養 (dietary)
 - ②衣服 (clothing)
 - ③住宅 (housing)
 - ④居住設備 (home facilities)
 - ⑤環境 (environment)
 - ⑥地理的条件 (location)
 - ⑦労働 (work)
- ・社会的デプリベーション (social deprivation)
 - ⑧雇用への権利 (right to employment)
 - ⑨家族での活動 (family activities)

表2 タウンゼントの主観的方法と客観的方法による「貧困線」

世帯類型	主観的方法	客観的方法	補足給付基準
61歳以上の単身者	64.26(12,081円)	60.00(11,280円)	37.50(7,050円)
60歳以下の夫婦世帯	104.49(19,644円)	75.00(14,100円)	47.85(8,996円)
子どもが2人いる夫婦世帯	109.12(20,515円)	110.00(20,680円)	73.05(13,733円)
子どもが3人いる夫婦世帯	118.36(22,252円)	125.00(23,500円)	83.15(15,632円)
子どものいるひとり親世帯	80.80(15,190円)	80.00(15,040円)	47.50(8,836円)

単位: £(カッコ内は日本円)

注1. いずれも1ポンド=188円（原稿執筆時である1996年11月現在）として換算している。

2. いずれも週あたりの金額である。

3. いずれも1985年から1986年に行われた大ロンドン市における調査結果である。

4. 補足給付基準は、1985年11月から1986年7月期のものを用いている。

Peter Townsend, *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf, 1993, p. 62. より作成

⑩コミュニティへの統合 (integration into community)

⑪社会制度への公式な統合 (formal participation in social institutions)

⑫レクリエーション (recreation)

⑬教育 (education)

タウンゼントは同書では、1979年段階のような「闇」による推計という方法ではなく、①面接調査により、通常の生活と労働を維持するのに必要と思われる可処分所得の額を質問するという主観的方法と、②デプリベーション指標のスコアの判別分析 (discriminant analysis) により、複合的なデプリベーションを経験している少数の貧困層 (smaller multi-deprived group-poor) と、あまりデプリベーションを経験していない、より多くの貧困ではない層 (larger less deprivation-non poor) を区分し、その2つのグループの分岐点となる所得を「貧困線」とするという客観的方法を用いて「貧困線」を表2のように設定し、それ以下の人口の推計は示していないものの、公的扶助基準の低さを示している⁸⁾。

2. マックとランズレイによる社会コンセンサス・アプローチと「合意基準」の設定

タウンゼントが貧困線の設定に主観的アプローチを取り入れるようになった背景には、マックとランズレイ (Mack & Lansley) による主観的アプローチの洗練がある。

このアプローチは、「ブレッドライン・ブリテン」 (Breadline Britain) というテレビ番組で、タウンゼントの「デプリベーション指標」の中で人々が社会生活において「本質的」(essential)と考えるものを質問して、貧困について社会で「受け入れられて」いたり、「慣習とされている」基準を、規範として明らかにするという調査を、1983年と1990年の2度にわたって実施したものである。マックとランズレイはその結果を表3のようにまとめ、1983年と1990年の間にそれほど大きな変化はみられないものの、以前は贅沢品としてみられていたものが必需品となるなど、社会的な期待水準の変化に伴ってデプリベーションの基準も変化することを指摘した。また欠如しているものの数と所得との関連から、これらの指標のうち3つ以上欠如している人々は、本人の「選択」ではなく「貧困」によるも

表3 マックとランズレイによるデブリベーション指標

品目	必需品として回答 があったもの (%)		欠如している もの (%)	
	1983年	1990年	1983年	1990年
住居				
暖房	97	97	5	3
屋内のトイレ	96	97	2	0
湿気の入り込まない家	96	98	7	2
風呂	94	95	2	0
家の内装が見苦しくない状態	—	92	—	15
子ども用の寝室	77	82	3	7
各戸に必要な設備の備わった宿泊施設	79	—	3	—
食生活				
1日2食(成人の場合)	64	90	3	1
1日3食(子どもの場合)	82	90	2	0
毎日の新鮮な野菜、果物	—	88	—	6
1日おきの肉、魚ないしは同等の野菜	63	77	8	4
衣料品				
防寒防水コート	87	91	7	4
全天候型の靴を2足	78	74	9	5
耐久消費財				
世帯の各員に専用ベッド	94	95	1	1
冷蔵庫	77	92	2	1
絨毯	70	78	2	2
洗濯機	67	73	6	4
家計の安定				
保険への加入	—	88	—	10
月に10ポンドの貯金	—	68	—	30
生活の質				
公共交通機関	88	—	3	—
子どものおもちゃ	71	84	2	2
クリスマス等の特別な日のお祝い	69	74	4	4
1年に1回のプレゼント	63	69	5	5
校外活動	—	69	—	10
趣味・余暇活動	64	67	7	7

源資料：from J Mack and S Lansley, 1985, *Poor Britain*, London: Allen and Unwin; and H Frayman, *Breadline Britain 1990s*, London: Domino Films/London Weekend Television.
 Paul Spicker, *Poverty and Social Security*, Routledge. 1993, p. 38 より作成

のであると分析し、本人の選択によらない「貧困」は1983年には750万人（約14%）、1990年には1,100万人（約20%）にのぼると推計した⁹⁾。

この方法には、スコットが指摘するように、彼ら自身の貧困概念に立脚しておらず、多数派

と少数派の意見を調整するような調査による補完が必要であるといった、世論調査的な限界がみられるが、「合意基準」アプローチはイギリスの貧困研究では定番的な調査の一つとして位置づけられているようである¹⁰⁾。

3. 基準生活費アプローチと「控え目にして適切な」生活水準

ジョナサン・ブラッドショウ等は、低所得層の食費、被服費、光熱費等の費目の実態に基づいて、地方自治体の設置する公営住宅に居住し、子どもが2人いる夫婦世帯で、週あたり141ポンド（26,508円）という基準生活費を示している¹¹⁾。また、より現実的な生活水準と生計費として、表4に示したような国民の半数以上が保有する品目を一般的な価格で購入して生計を営める「控え目にして適切な」(Modest But Adequate)水準を表5のように設定し、公的扶助では前述の世帯で「控え目にして適切な」基準の

30%から40%しかまかなえないことを実証している。

ただしブラッドショウ等も、必需品の選択に規範的な要素が含まれることから、この研究成果の評価については謙虚な立場を保っているし、アルコックが指摘するように、現実には世帯は「非必需品」により多く支出してしまう例もみられる¹²⁾。このラウントリー以来のジレンマから逃れるには、必需品と非必需品の区分を、社会的な見地も含めてどのように設定するかが課題となるが、基準生活費アプローチもまた、今日のイギリスで評価されている貧困研究の一つであることは間違いないようである。

表4 「控え目にして適切な」生計費の品目

含まれている品目の例示	除外された品目の例示
ベーシックなデザインで、大量生産による家具、織物、設備	骨董品、手芸や高価な調度品
処方箋代、歯科診療、視力検査	眼鏡、民間の医療機関による診療
冷凍冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、ミキサー、ミシン	回転式乾燥機、シャワー、電気毛布
ベーシックな衣料品、常識的なデザイン	中古品、デザイナー・ブランドや高度にファッショナブルな衣料品
テレビ、ビデオの使用料、基礎的な音響機器、カメラ	子ども用のテレビ、コンパクト・ディスク、ビデオカメラ
中古（5年間使用）自動車、中古の成人用自転車、新品の子ども用自転車	二台目の自動車、自動車で牽引するキャンプ用家屋、キャンプ用品、マウンテンバイク
基礎的な宝石、時計	高価な宝石
基礎的な化粧品、調髪	香水、パーマ
アルコール（上限あり）	タバコ
1年間に1週間の休日	休日を海外で過ごす
散歩、水泳、サイクリング、サッカー、映画鑑賞、1年おきのパントマイム鑑賞、青少年クラブ、ボイ/ガール・スカウトへの参加や指導	釣り、海や湖、川でのスポーツ、乗馬、創造的あるいは教育的な成人学級への参加、子どものバレエや音楽のレッスン

源資料：Social Policy Research Findings, No. 31, Joseph Rowntree Foundation, November 1992, derived from J Bradshaw et al, Summary Budget Standards for Six Households, Family Budget Unit, 1992

Carey Oppenheim and Lisa Harker, *Poverty—the Facts*, 3rd edition, CPAG Ltd., 1996, p. 42 より作成

表5 「控え目にして適切な」基準生活費と所得補助、平均所得の50%未満の貧困線¹⁾との比較
(単位: £, 週あたり, 1995年価格による²⁾。1 £ = 188円)

費目	単身者	夫婦	母親と2人の子ども	2人の子どもがいる夫婦
住宅費(借家)	36.46 (21)	34.68 (15)	47.82 (15)	47.82 (16)
地方税	5.46 (3)	7.27 (3)	6.37 (2)	6.37 (2)
燃料費	6.01 (4)	8.63 (4)	15.21 (5)	15.21 (5)
食料費	28.98 (17)	42.65 (18)	41.52 (13)	41.52 (14)
酒代	8.75 (5)	15.00 (6)	6.25 (2)	6.25 (2)
タバコ代	0.00 (0)	0.00 (0)	0.00 (0)	0.00 (0)
被服費	7.21 (4)	15.43 (6)	23.64 (7)	23.64 (8)
福祉サービス	4.05 (2)	9.55 (4)	8.29 (3)	8.29 (3)
耐久消費財	9.28 (5)	14.30 (6)	23.61 (7)	23.61 (8)
家事サービス	4.15 (2)	5.97 (3)	4.51 (1)	4.51 (2)
自動車費	37.29 (22)	37.32 (16)	37.84 (11)	0.00 (0)
手数料等	3.52 (2)	5.88 (2)	5.60 (2)	12.00 (4)
教養娯楽品	6.41 (4)	8.76 (4)	15.69 (5)	15.69 (5)
教養娯楽サービス	12.36 (7)	23.69 (10)	13.49 (4)	13.49 (5)
児童ケア費、ベビーシッタ一代 ⁴⁾	0.00 (0)	0.00 (0)	71.83 (22)	71.83 (24)
労働組合費	1.35 (1)	2.68 (1)	1.31 (0)	1.31 (0)
ペット費	0.00 (0)	3.77 (2)	6.23 (2)	6.23 (2)
借家人分合計	171.28 (100)	235.58 (100)	329.51 (100)	298.07 (100)
住宅費分支払い後 ⁵⁾	134.82	200.90	281.69	250.25
「所得補助」の貧困線	46.50	73.00	93.85	115.15
「控え目にして適切な」基準のうち「所得補助」で充足できる割合	34%	36%	33%	46%
「平均所得の50%」の貧困線	65.00	118.00	113.00	166.00
「控え目にして適切な」基準のうち「平均所得の50%」で充足できる割合	48%	59%	40%	66%

注: 1. 住宅費支払い後。

2. 「控え目にして適切な」基準生活費は、1995年の小売価格指標に基づいて改訂された。

3. 4歳と10歳。

4. 全員が支出するとは限らない、児童ケアの費用を含む。

5. 住宅費は住宅費支払い後の貧困線との比較のために除外されている。

6. 「借家人分合計」における各費目の比率(%)は、小数点第1位を四捨五入して算出。

Carey Oppenheim & Lisa Harker, *Poverty: The Facts*, 3rd edition CPAG Ltd., 1996, p. 43 より作成

4. 貧困概念の拡大をめぐる論点

イギリスにおける貧困概念の拡大では、生物学的、基礎的な物質面でのニードが中心で、社会的、文化的なニードは考慮されにくいという「絶対的」(absolute)な貧困概念の限界に対して、「相対的」な貧困概念をどのように評価する

かが論点となっている。例えばタウンゼントによる前述の「デプリベーション指標」と所得の「閾」の関連の分析に対してデビッド・ピアショウ(David Piachaud)は、貧困に直接関連がない項目が含まれていることを批判している。タウンゼントはこれに対して、相関係数を論拠

に「デプリベーション指標」が統計的に実証されたと反論しているが、議論はかみあっていないうようである¹³⁾。

もともとタウンゼントが「相対的デプリベーション」論を提起した背景には、世帯のアメニティを維持したり、子どものニーズを充たすために、近隣や職場の友人とのつきあいを犠牲にするといったように、あるデプリベーションを避けるために他のデプリベーションを受けるという貧困層の生活実態があった。この問題意識の妥当性は、低所得での生活においては、食費や被服費などの生活の必需品に関わる費目が切り詰められたり、社会生活に参加する費用にこと欠くために社会的孤立が進んだり、子どもの生活でも学校行事や友人とのつきあいとしての外出の機会も狭まったりすることがみられるという、オッペンハイムとハーカーの指摘や、子どもに食べさせるために自分たちは食べなかつたり、外出を控えたり、お金がないときに持ち物を売ったりしてやりくりするという、キャラル・ウォーカーの調査結果からも確認することができる¹⁴⁾。

スピッカーは、「絶対的」とされてきたプースやラウントリーの調査においても社会的な標準は考慮されており、「絶対的」と「相対的」の二分法は不適切であると指摘している。またアルコックは「絶対的」概念と「相対的」概念の関連について、「貧困の絶対的な定義は、特定の社会において適用するうえで、必然的に相対的な判断に関わるし、相対的な判断は、それをより広い不平等と区別するために、いくつかの絶対的な核を必要とする」と整理し、絶対的基準と相対的基準を相互に組み入れた(incorporate)定義が必要であると述べている¹⁵⁾。その新たな定義には至っていないものの、タウンゼントの

「相対的デプリベーション」論を契機とした貧困概念の拡大を、追試や新たな調査方法を通じて実証的に試みているところに、イギリスの貧困研究の特質と今後の可能性があると思われる。

III イギリスにおける貧困研究の課題

1. 今日のイギリスにおける貧困をめぐる論議

前述の「貧困概念の拡大」に関連して注目されているのは、近年ヨーロッパで用いられている「社会的排除」(exclusion)という用語である。これは経済的、社会的、政治的、文化的生活に参加できず、社会の主流からの疎外、隔離されている状態を表す、貧困より広義な概念であり、貧困についての議論を豊かにする概念として期待されている¹⁶⁾。

しかしその一方では、イギリスでも、「貧困の文化論」の影響を受けた「デプリベーションの悪循環」(cycle of deprivation)論といふ、貧困の社会病理的な理解の系譜は根強く残っており、近年は、貧困概念の拡大とは逆の立場から、絶対的な貧困に終止符が打たれ、相対的な貧困は単に不平等を意味するのに過ぎないと、貧困は「依存性」によるもので貧困な個人の問題であるといった主張が繰り返されている。特に「アンダークラス」という否定的な響きを伴う用語は、貧困を社会構造から説明する論者によって用いられることがあるが、定義として不明確なまま、貧困を社会病理や文化という側面のみから解釈するという問題がある¹⁷⁾。

イギリスではホームレスは1994年には122,660人にのぼり、1,000世帯中の比率ではロンドンでは9.8世帯、イングランド全体では6.2世帯を占めている。その原因には婚姻の崩壊や

民間賃貸住宅への入居困難、抵当権の喪失、社会政策の変化の影響など、個人や社会病理に帰することができない、社会的な側面が含まれていることが実証されている¹⁸⁾。

2. 貧困の原因論と「貧困な集団」

(poverty group) アプローチ

上述のような貧困の個人責任観への回帰の風潮の中で、「貧困の原因論」として貧困原因の社会的な側面を実証することができますます重要になってくる。例えばスピッカーは、貧困が複雑なために貧困な人の環境を包括的に現すことは不可能だが、貧困に対して他の人よりも脆弱なカテゴリーや集団を明らかにすることは可能であるとして、①高齢者、②慢性病者と障害者、③失業者、④ひとり親、⑤低収入、⑥女性と貧困、⑦人種と貧困に区分した「貧困な集団」によるアプローチ (poverty group approach) を提起している。またアルコックも「社会的分裂と貧困」として、ジェンダー問題、低賃金、ケアのコスト、依存性、人種、高齢期、障害、ホームレスといった、貧困論の各論的な記述を行っているし、オッペンハイムとハーカーも、女性と貧困、人種と貧困といった論点を示している¹⁹⁾。

貧困は多様な集団を貫徹する現象だが、前述の「貧困概念の拡大」論には集団によって一様ではない貧困の内容や形態、程度を一括してしまう面もあり、今後は貧困論の総論から各論への展開による、貧困の社会的な性格の実証が重要である。このような貧困論の展開は、実はタウンゼントが既に1979年の著作で試みた「社会的マイノリティ」(social minority) の分析方法を再評価し、発展させることなのである²⁰⁾。

おわりに—近年の日本における貧困研究と「貧困概念の拡大」

所得水準による貧困層の動向の分析は、日本においても行われている。例えば江口英一等による「消費生活の展開とその現地点」「今日の独立資本と家計」(池上惇・高島進編『講座今日の日本資本主義9 日本資本主義と国民生活』所収 大月書店, 1982年), 『現代の生活と「社会化』』(江口英一・相沢与一編, 労働旬報社, 1986年), 『生活分析から福祉へ—社会福祉の生活理論』(江口英一編, 光生館, 1987年), 「80年代勤労者世帯生活の動向と『最低標準=最低基準生活費』」(『国民生活研究』第31巻第4号, 1992年3月), 『現代の労働者階級—「過重労働」体制下の労働と生活』(江口英一監修, 新日本出版社, 1993年)では、所得5分位や10分位を用いた家計構造の分析が行われているし、公的扶助基準以下の世帯の推計も、使用できるデータは限られているものの、曾原利満「低所得世帯と生活保護」(社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会, 1985年) や、前出の「80年代勤労者世帯生活の動向と『最低標準=最低基準生活費』」、星野信也「わが国における貧困と不平等の測定—全国消費実態調査のデータ分析」(『大原社会問題研究所雑誌』No. 446, 1996年1月)において試みられており、星野の推計によると生活保護基準未満の世帯は4.15%, 人員ベースでは3.71%である。

一方「貧困概念の拡大」については、D. ウェッダーバーン編著(高山武志訳)『イギリスにおける貧困の論理』(光生館, 1977年)等でタウンゼントの相対的デプリベーション論は早くから紹介されていたが、「貧困概念の拡大」の実証を

試みたのは、上述の江口英一と貧困研究を行ってきた、松崎久米太郎であった。例えば松崎は、籠山京編『大都市における人間構造』（東京大学出版会、1981年）や『老人福祉論—老後問題と生活実態の実証研究』（光生館、1986年）などの一連の川崎市での調査において、職業階層と住居水準を組み合わせた「生活階層」を設定して貧困層を析出しつつ、貧困層の親族や職域、近隣における人間関係と疎外状況の分析を行い、地域集団への参加や過去1年の旅行の有無、休日の過ごし方、耐久消費財の保有についての設問も行った。これは、タウンゼントによる『居住老人の生活と親族網』（*The Family Life of Old People*, 1957, 山室周平監訳、垣内出版）に影響を受けていると同時に、タウンゼントが提示した「相対的デプリベーション」の概念と「デプリベーション指標」を取り入れた、日本における「貧困概念の拡大」の試みであった。その背景には、前述の「あるデプリベーションを避けるために他のデプリベーションを受ける」という「相対的デプリベーション」論の着想と籠山京等による「生活構造論」の相似点があったのかもしれない。

しかし松崎は、タウンゼントのようにデプリベーション指標を相關係数によって選択するという「貧困概念の拡大」の方法はとらなかった。松崎は実証研究を通じて「貧困概念の拡大」を試みる一方で、前出の江口英一等との共同研究である「生活分析から福祉へ—社会福祉の生活理論」に代表される「最低限」の設定では、ラウントリー以来の全物量積み上げ方式を用いるなど、論理の飛躍には厳密かつ慎重だったのである。

タウンゼントの研究に影響を受けながら上述のような「貧困概念の拡大」の試みが始まられ

たのに少し遅れて高齢化社会論が注目され始め、心身の機能の低下と介護問題という、必ずしも経済的要因によらない問題と「貧困」の関連をどのように考えるかが、貧困研究の一つの課題となってきた。これに対して松崎は、生活問題の概念を商品市場を経由した消費財やサービスの購入と消費だけではなく、「それを通じた生活の再生産過程の不安定化」に拡大し、住宅、職業階層、収入源の組み合わせから「安定層」と「不安定層」ならびに両者の間に位置する「潜在的不安定層」を析出したうえで、介護問題を抱えた世帯に60%以上の「潜在的不安定層」が含まれているという分析を行っている²¹⁾。この手法は、心身機能の低下といふいわゆる「非貨幣的ニード」を有する世帯にも経済的に不安定な世帯が含まれるという「結果」を示して、心身機能の低下や介護問題と貧困の関連を実証できるという点では利点があるが、心身の機能の低下や介護問題の原因を貧困との関連で説明するという「原因論」としては途上にあり、階層の区分や設定と実証の新たな枠組みについての論議を提起したものであった。

このような心身機能の低下等を含んだ「貧困概念の拡大」の試みは、江口英一編著『社会福祉と貧困』（法律文化社、1981年）における「固定された貧困層」としての高齢者、精神薄弱者、生活保護受給世帯の各論的記述に遡ることができる。そこでは、重度、中度、軽度という障害の程度と介護者の階層のクロス集計が示されており、タウンゼントが1979年の著作で行った、買い物への外出等の生活動作の遂行や障害の程度の区分と階層、デプリベーション指標とのクロス集計と、分析方法は共通しているが、この段階では、介護問題の原因論という上述の課題を解決できるような「貧困概念の拡大」には至

らなかった²²⁾。この限界には、介護の社会問題化の前に理論形成が行われたという現実的背景もあるであろうし、タウンゼントによる「貧困概念の拡大」が、心身機能を媒介とせずに、広い意味での「生活様式」に直結させられたという理論構造の問題もあるであろう。

その後の「貧困な集団」アプローチも各集団について的一般論的な記述にとどまっており、心身機能の低下等を含んだ「貧困概念の拡大」を行うには、新たな枠組みの設定という理論レベルの課題がある²³⁾。

その一方で日本においては近年、久田恵『ニッポン貧困最前線—ケースワーカーと呼ばれる人々』(文藝春秋、1994年)のように、貧困の個人的側面を詳細に記述したルポルタージュや、清水隆則・筒井のり子「養護問題における『貧困サイクル』」(『社会福祉研究』第55号、1992年)のように、すでにイギリスで批判されている「貧困文化論」の視点による、貧困原因論や制度への提言を欠いた研究も行われている。貧困の個人責任観への回帰の潮流の中で、貧困の社会的な側面の具体的な「実証」という、「貧困概念の拡大」以前の、伝統的な形態をとる貧困の原因を明らかにする調査研究の重要性も減じてはいないのである。

注

- 1) 'relative deprivation'について、高山武志は「相対的収奪」という訳語を用いているが(D. ウェッダーバーン編著高山武志訳『イギリスにおける貧困の論理』光生館、1977年、19ページ)、杉野昭博は「相対的剥奪」という訳語を用いており(杉野昭博「ピーター・タウンゼンド一人類学と福祉学からの点検」社会保障研究所編『社会保障の新潮流』有斐閣、1995年、183ページ)、相沢与一はR.D.という略号を用いている(相沢与一「Deprivationとマルクス

の『貧困』論、江口英一編『日本社会調査の水脈—そのパイオニアたちを求めて』法律文化社、1990年、547ページ)。「deprivation」の訳語となる「収奪」も「剥奪」も、日本語としてはあまり一般的ではないことから、本稿では「デプリベーション」という表記を用いた。

- 2) 'Budget Standard'について、伊田広行は「予算基準アプローチ」という訳語を(デボラ・ミッセル(埋橋孝文他共訳『福祉国家の国際比較研究—LIS10か国の税・社会保障移転システム 第3章 貧困の測定に関する問題』啓文社、1993年、35ページ)、渡辺雅男は「標準家計予算」という訳語を(キャロル・ウォーカー・アラン・ウォーカー、渡辺雅男訳「イギリスにおける貧困—上・中・下」『賃金と社会保障』No. 1183, 1185, 1186, 1996年)用いているが、貧困研究の用語としては「基準生活費」の方が適切であると考えられることから、本稿では「基準生活費」という訳語を用いている。

また貧困の定義の整理については、Paul Spicker, *Poverty and Social Security*, Routledge, 1993, pp. 29-40. Pete Alcock, *Understanding Poverty*, Macmillan 1993, pp. 60-72. John Scott, *Poverty and Wealth—citizenship, deprivation and privilege*, Longman, 1994. や、データ紹介が1989年と古いものの紹介ではあるが、キャロル・ウォーカー・アラン・ウォーカー(渡辺雅男訳)による2)の論文を参照されたい。

- 3) Carey Oppenheim & Lisa Harker, *Poverty : The Facts*, 3rd edition CPAG Ltd., 1996, p. 33.
- 4) ibid., p 41. Peter Townsend, *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf, 1993, p. 14.
- 5) Oppenheim & Harker, op. cit. pp. 2-4.
- 6) Peter Townsend, *Poverty in the United Kingdom — A Survey of Household Resources and Standard of Living*, Penguin Books, 1979, p. 31, 250, 261, 268, 273.
- 7) その他のタウンゼントによる調査研究としては、例えば「貧困と健康状態」アラン・ウォーカー・キャロル・ウォーカー(佐藤進他訳)『福

祉大改革—イギリスの改革と検証』法律文化社, 1994年や前出の杉野昭博による論文(1), ピーター・タウンゼント「貧困理論と社会政策の役割」ジョーン・クラーク, ディビド・ボスウェル編(大山博他訳)『イギリス社会政策論の新潮流—福祉国家の危機を超えて』, 法律文化社, 1995年を参照されたい。

またタウンゼントによる「デプリベーション指標」の改訂については, Peter Townsend, *The International Analysis of Poverty*, pp. 93-94. を参照。

- 8) Townsend, op. cit. (n4), pp. 52-66.
- 9) Scott, op. cit. pp. 97-102. Spicker, op. cit. pp. 39-40. Alcock, op. cit. pp. 71-72.
キャロル・ウォーカー・アラン・ウォーカー, 前掲論文, 53ページ。
- 10) Scott, op. cit. p. 98.
- 11) Alcock, op. cit. p. 65. Oppenheim & Harker, op. cit. pp. 42-43.
- 12) Alcock, op. cit. p. 66.
- 13) Townsend, op. cit. (n4), pp. 117-118, 122.
- 14) Oppenheim & Harker, op. cit. pp. 69-82. Carol Walker, *Managing Poverty—The limits of social assistance*, Routledge, 1993, p. 75, 82, 92.
- 15) Spicker, op. cit. p. 41. Alcock, op. cit. p. 62.
- 16) Oppenheim & Harker, op. cit. p. 19.
- 17) Townsend, op. cit. (n4), pp. 98-101. Oppenheim & Harker, op. cit. pp. 12-18. Spicker, op. cit. p. 84.
- 18) Oppenheim & Harker, op. cit. pp. 82-87.
- 19) Spicker, op. cit. p. 58, pp. 60-66. Alcock, op. cit. pp. 121-198. Oppenheim & Harker, op. cit. pp. 92-133.
- 20) Townsend, op. cit. (n6), pp. 566-822.
- 21) 柴田謙治「高齢者世帯の生活と在宅福祉サービスの課題」『国民生活研究』第31巻第3号, 1991年, 16-18, 27ページ。同論文は筆者の執筆となっているが, 調査の企画から集計, 分析に至るまでの実質的な作業は松崎久米太郎が行っており, 生活問題概念の定義や潜在的不安定層の設定方法は同氏によるものである。
- 22) 松崎久米太郎「固定された貧困層—障害者」江口英一編著『社会福祉と貧困』, 法律文化社, 1981年, Townsend, op. cit. (n6), pp. 685-739.
- 23) Spicker, op. cit. pp. 60-67.

参考文献

- Alcock, Pete. 1993 *Understanding Poverty*, Macmillan.
 Oppenheim, Carey. & Harker, Lisa. 1996 *Poverty : The Facts*, 3rd edition CPAG Ltd.
 Scott, John. 1994 *Poverty and Wealth—citizenship, deprivation and privilege*, Longman.
 Spicker, Paul. 1993 *Poverty and Social Security*, Routledge.
 Townsend, Peter. 1993 *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf.
 (しばた・けんじ 金城学院大学助教授)